

不利益処分に係る処分基準(法令)

法令名及び条項	処分の概要	担当課名
老人福祉法（昭和38年法律第133号）第25条	社会福祉法人への補助金の返還命令	長寿社会課

老人福祉法（昭和38年法律第133号）第25条に基づき、社会福祉法第58条第2項から第4項までの規定は、老人福祉法第24条の規定により補助金の交付を受け、又は国有財産特別措置法（昭和27年法律第219条）第2条第2項第5号の規定若しくは同法第3条第1項第4号及び同条第2項の規定により普通財産の譲渡若しくは貸付けを受けた社会福祉法人に準用する。

備考 法令に規定されている条文やその解釈に関する文書を閲覧したい方は、申し出てください。